

2020

企画部の概要



長崎県

目 次

I 企画部組織機構及び職員数	1
----------------	---

II 企画部事務分掌	2
------------	---

III 令和2年度企画部の予算概要	3
-------------------	---

IV 企画部の主要事業

政策調整課

1 全国知事会	8
2 九州地方知事会・九州地域戦略会議	9
3 道州制	10
4 政策連合	11
5 政府施策に関する提案・要望の実施	12
6 国土形成計画（全国計画・広域地方計画）策定への参画	13
7 企業版ふるさと納税事業	15

政策企画課

1 長崎県総合計画 チャレンジ2020（平成28年度～令和2年度）	16
2 長崎県長期人口ビジョン及び第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略	17
3 県内大学等との連携	18
4 各種連携の取組	19

IR推進課

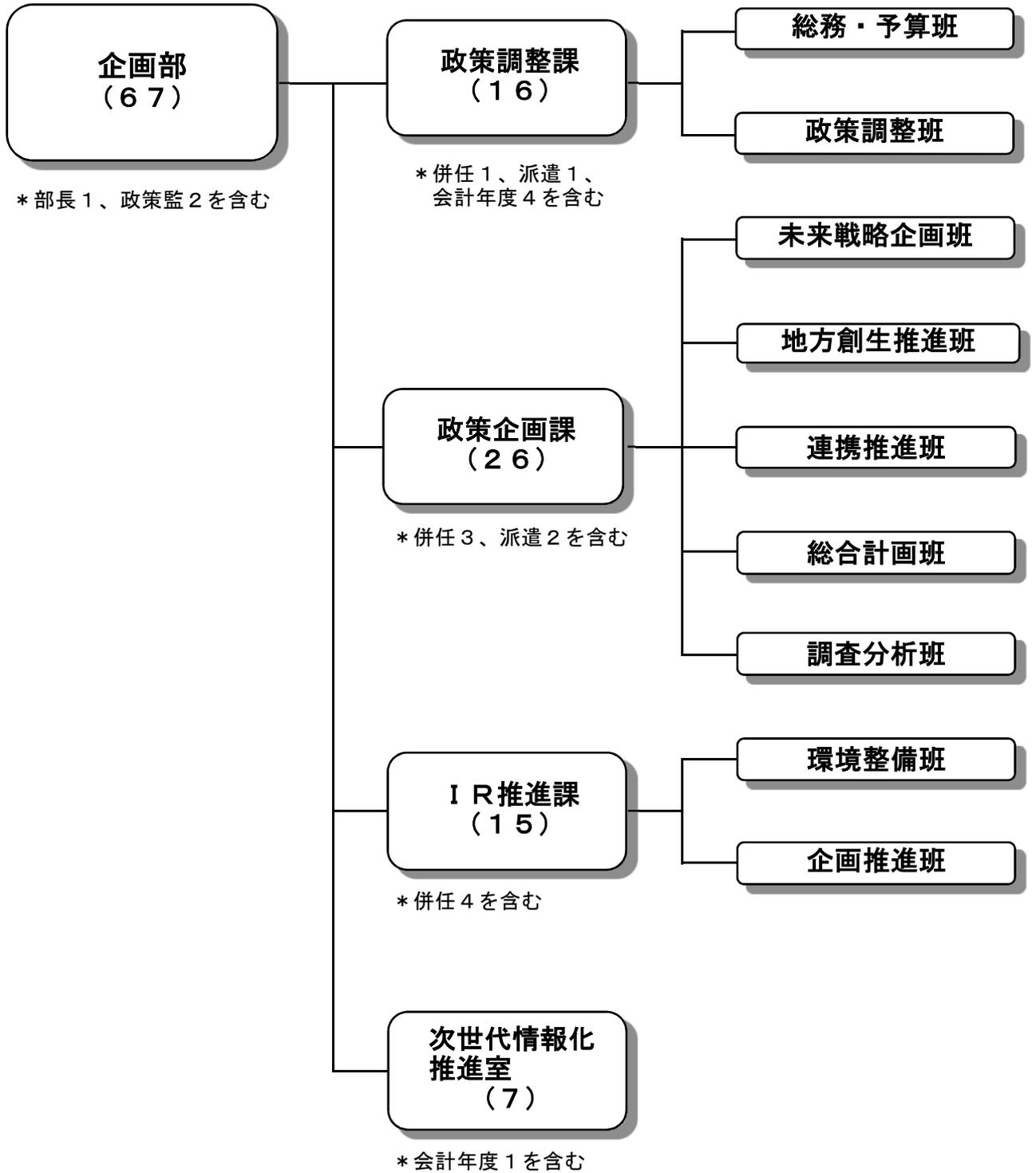
1 特定複合観光施設導入推進事業	21
------------------	----

次世代情報化推進室

1 Society5.0の実現	22
-----------------	----

I 企画部組織機構及び職員数

※()内は職員数



Ⅱ 企画部事務分掌

〈政策調整課〉

- 1 知事が指定した施策の総合調整に関する事。
- 2 九州地方行政連絡会議、知事会等に関する事。
- 3 部内各課(室)の予算の事務に関する事。
- 4 部内各課(室)の連絡調整に関する事。
- 5 部他課(室)の所管に属しない事。

〈政策企画課〉

- 1 知事が指定した施策の総合調整に関する事。
- 2 広域的な政策連携に関する事。

〈IR推進課〉

- 1 特定複合観光施設(IR)に関する事。

〈次世代情報化推進室〉

- 1 次世代情報化に係る総合的な企画、調整及び推進に関する事。

Ⅲ 令和2年度企画部の予算概要

企画部の予算概要

(単位：千円)

課(室)名	令和2年度 当初予算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
政策調整課	161,950			161,950
政策企画課	208,341	3,600		204,741
I R推進課	262,070	8,865		253,205
次世代情報化推進室	58,744	9,845		48,899
企画部計	691,105	22,310		668,795

政策調整課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		161,950			161,950	
総務管理費		44,857			44,857	
一般管理費		44,857			44,857	
	職員給与費	39,367			39,367	
	秘書事務費	5,490			5,490	
企画費		117,093			117,093	
企画総務費		62,740			62,740	
	職員給与費	62,740			62,740	
企画調整費		54,353			54,353	
	総合調整費	30,077			30,077	全国知事会、九州地方知事会等の活動や国への要望等を行うための経費
	調査計画費	24,276			24,276	新しい政策に反映させるための調査研究経費など
政策調整課合計		161,950			161,950	

政策企画課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		208,341	3,600		204,741	
総務管理費		53,762			53,762	
一般管理費		53,762			53,762	
	職員給与費	52,316			52,316	
	秘書事務費	1,446			1,446	
企画費		154,579	3,600		150,979	
企画総務費		125,480			125,480	
	職員給与費	125,480			125,480	
企画調整費		29,099	3,600		25,499	
	調査計画費	29,099	3,600		25,499	新しい政策に反映させるための調査研究経費など
政策企画課合計		208,341	3,600		204,741	

I R 推進課

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		262,070	8,865		253,205	
企画費		262,070	8,865		253,205	
企画総務費		95,531			95,531	
	職員給与費	95,531			95,531	
企画調整費		166,539	8,865		157,674	
	調査計画費	166,539	8,865		157,674	特定複合観光施設(IR)の区域認定 を目指すための経費
I R 推進課計		262,070	8,865		253,205	

次世代情報化推進室

(単位：千円)

科 目 (款項目)	事 業 名	令和2年度 当初予算額	財 源 内 訳			内 容
			国庫支出金	そ の 他	一般財源	
総務費		58,744	9,845		48,899	
企画費		58,744	9,845		48,899	
企画総務費		35,760			35,760	
	職員給与費	35,760			35,760	
企画調整費		22,984	9,845		13,139	
	地域情報対策 費	22,984	9,845		13,139	次世代情報化に係る総合的な企画、 調整及び推進に要する経費
次世代情報化推進室計		58,744	9,845		48,899	

IV 企画部の主要事業

政策調整課

1 全国知事会

【目 的】

各都道府県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図ることを目的として、活動しています。

【事 業】

全国知事会では次のような事業を行っています。

- (1) 各都道府県の事務に関する連絡調整。
- (2) 地方自治の推進を図るための必要な施策の立案及び推進。
- (3) 国と地方の協議の場に関する法律に基づいて行う、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施に関する関係大臣との協議。
- (4) 地方自治法第263条の3第2項の規定に基づき、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する内閣に対する意見の申し出又は国会への意見書の提出。
- (5) その他、会の目的を達成するために必要なこと。

【組 織 等】

全国知事会の意思決定機関である全国知事会議は正副会長会議、理事会、6の常任委員会、6の特別委員会で組織されています。（令和2年4月1日現在）

[常任委員会]

- ・ 総務常任委員会
- ・ 地方税財政常任委員会
- ・ 社会保障常任委員会
- ・ 文教環境常任委員会
- ・ 農林商工常任委員会
- ・ 国土交通常任委員会

[特別委員会]

- ・ 総合戦略・政権評価特別委員会
- ・ 危機管理・防災特別委員会
- ・ 地方分権推進特別委員会
- ・ エネルギー政策特別委員会
- ・ 原子力発電対策特別委員会
- ・ 過疎対策特別委員会

このうち、農林商工常任委員会、危機管理・防災特別委員会、地方分権推進特別委員会、エネルギー政策特別委員会、原子力発電対策特別委員会、過疎対策特別委員会において、長崎県知事が委員として参画しています。

【全国知事会議】

会議は通常年3回開催されます。

7月（全国知事会主催：地方開催 令和元年7月 富山）

翌年度の政府の施策並びに予算に関する要望等を審議・決定

10～11月（政府主催：東京都）

政府と地方公共団体との連携を図るための意見交換等

12月（全国知事会主催：東京都）

翌年度の地方財政対策、国の予算編成に関する対策協議等

2 九州地方知事会・九州地域戦略会議

【目 的】

九州・山口各県間の連絡提携を緊密にして、地方自治の円滑な運営と進展を図るとともに、政府に対する要望活動を行います。

【主な取組】

(1) 九州地方知事会議（年2回 春・秋開催）

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

開催日程（令和2年度）

第155回 令和2年 5月 WEB会議開催

第156回 令和2年 秋 山口県（予定）

組織構成（九州地方知事会）

会 長：大分県知事 広瀬 勝貞

副会長：長崎県知事 中村 法道

会 員：九州・山口各県（9県）知事

事務局：大分県総務部行政企画課内

(2) 九州地域戦略会議（九州地方知事会議と同時期開催）

九州地域の自立のかつ一体的発展に向けて、官民一体で具体的な政策を検討し、実践的な取組を行います。

開催日程（令和2年度）

第37回 令和2年 5月 WEB会議開催

第38回 令和2年 秋 山口県（予定）

組織構成（令和2年4月現在）

議 長：九州経済連合会会長 麻生 泰（麻生セメント㈱会長）

議 長：九州地方知事会会長 広瀬 勝貞（大分県知事）

委 員：（行政）九州地方知事会会員（各県知事）

（経済界）九州経済連合会会長・副会長・理事

九州商工会議所連合会会長

九州経済同友会代表委員

九州経営者協会会長

事務局：九州経済連合会、九州地方知事会事務局（大分県総務部行政企画課内）

また、九州の発展に向けた共同体意識を醸成するため、産学官のトップリーダーが一堂に会した夏季セミナーを毎年開催しています。

3 道州制

【目 的】

人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展など、時代の潮流に適切に対応していくとともに、将来に向けた創造的な発展を図るため、従来の中央官庁主導の画一的な行政システムを地域・住民主導の個性的で総合的な行政システムに切り替え、地方分権を加速させる新たな広域自治体のあり方として、道州制に関する検討などの取組を行っています。

〔道州制のイメージ〕

- ・都道府県制を見直し、地域ブロックごとに広域自治体の「道」や「州」に再編
- ・外交、防衛などを除く国の事務・権限・財源を、できるだけ道州に移譲
- ・現在の都道府県の事務の大半を、住民に最も身近な市町村に移譲
- ・地方分権の推進と国・地方を通じた効率的な行政運営を実現

【主な取組】

九州地方知事会における取組

- ・道州制等都道府県のあり方を考える研究会（平成14年2月～）

九州地方知事会においては、道州制、連邦制、県合併、県連合や県境を越えた広域連携など、都道府県のあり方に関する情報収集及び調査研究を行う「道州制等都道府県のあり方を考える研究会」が、平成14年2月に設置されました。同研究会は、「九州が道州制に移行した場合の課題等について」を取りまとめ、平成17年6月の九州地方知事会議に報告しました。

また、各県の担当部局長等で構成される同研究会のメンバーは、九州地域戦略会議に設置された「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」に参画し、経済界と一体となって道州制の推進に向けた取組を行ってきました。

さらに、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」の企画立案にも取り組んでいます。

九州地域戦略会議における取組

- ・道州制検討委員会（平成17年10月～平成19年3月）

九州地域戦略会議では、平成17年10月に「道州制検討委員会」が設置され、官民が一体となって道州制に関する検討を行いました。

同委員会は、平成18年10月の九州地域戦略会議において「道州制に関する答申」を報告し、了承を得ました。これにより、道州制の必要性や九州が目指す姿などが、九州における官民の共通認識として確認されました。

- ・第2次道州制検討委員会（平成19年5月～平成21年5月）

九州地域戦略会議では、さらに道州制に関する検討を続けるため、平成19年5月に「第2次道州制検討委員会」が設置されました。同委員会は、九州地域戦略会議に対し、平成20年10月に「道州制の『九州モデル』答申」を報告、また、平成21年6月には「『九州が目指す姿、将来ビジョン』及び『住民及び国の関心を高めるためのPR戦略』」を報告し、いずれも了承を得ました。

- ・道州制に関するPR活動

九州地域戦略会議では、平成21年8月に「道州制PR活動実行チーム」を設置し、「道州制検討委員会」及び「第2次道州制検討委員会」における答申や報告を踏まえ、住民や国などを対象に、シンポジウム開催をはじめ道州制に関するPR活動に取り組んでいます。

4 政策連合

【目 的】

広域的視点に立った政策の立案と実行により、効果的な地域課題の解決や住民サービスの向上につなげていくとともに、将来の道州制へのステップとして、「九州はひとつ」という共同体としての意識を醸成していきます。

【主な取組】（九州地方知事会、九州地域戦略会議）

九州地方知事会及び九州地域戦略会議では、各県共通の課題について、共通の政策をつくり上げ連携して実行していく「政策連合」を推進しています。

令和2年4月現在、48項目の政策連合に取り組んでいます。

5 政府施策に関する提案・要望の実施

【目的・概要】

本県の主要事業としてその推進を政府に対して強く要望する必要がある事項及び制度の創設・改正により事業の促進が円滑に図られるもの等について、関係府省等へ提案・要望を行うほか、政府要人等の来県の際にも提案・要望を行います。

要望時期（令和2年度政府施策要望（令和元年度実施）実績）

6月12日～13日

要望項目（令和2年度政府施策要望（令和元年度実施）実績）

・項目件数 80項目（うち重点項目 33項目）

・主な重点項目

九州新幹線西九州ルート of 整備促進について

特定複合観光施設（IR）の区域認定について

国営諫早湾干拓事業について

海洋再生可能エネルギー導入及び商用化の促進について

地方創生に必要な施策を講じるための財源措置の充実について

有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持について

離島振興対策の充実について

離島航路対策の強化について

新たな過疎対策法の制定について

外国人材の受入について

農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

水産基盤整備等の促進について

農業生産基盤整備の促進について

西九州自動車道の整備促進について

地方創生を支える幹線道路（地域高規格道路・国道・県道・街路）の整備促進について

長崎港松が枝国際観光船埠頭の整備促進について

地方創生の拠点となる港湾の整備促進について

など

6 国土形成計画(全国計画・広域地方計画)策定への参画

【概要】

国土形成計画は、国土政策上の様々な課題に対する対応策を示し、国民が安心して生活しうる国土の将来像と豊かでゆとりある国民生活のあるべき姿を提示する「国土の将来ビジョン」です。

具体的には、土地、水、自然、社会資本、産業、文化、人材等を含めた、おおむね10年の期間にわたる長期的な国土づくりの指針を示すもので、「全国計画」と「広域地方計画」が定められます。国土形成計画は、国土形成計画法に基づき、今後概ね10ヶ年間に於ける国土作りの方向性を示す計画として、平成20年7月4日に閣議決定されました。

これを受けて、国土形成計画法に基づき、現行の「九州圏広域地方計画」を今後概ね10ヶ年間に想定し平成21年8月4日に策定しました。

しかし、その後の人口急減、巨大災害の切迫等の国土を取り巻く状況の変化を見据えて「国土の「グランドデザイン2050」がとりまとめられ、この中で、現行の国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）の見直しが実施され、「全国計画」は平成27年8月、「九州広域地方計画」は平成28年3月に変更・策定されました。

全国計画 : 国土形成に関する施策の指針として、基本的方針、目標及び全国的な見地から必要と認められる基本的な施策を定めるものです。閣議で決定されます。

広域地方計画 : 広域地方計画区域（18年7月、政令で北海道・沖縄除く8区域を決定。九州圏は7県で1ブロック）についてそれぞれ、全国計画を基本として、国土形成に関する方針、目標及び広域の見地から必要と認められる施策を国土交通大臣が定めるものです。九州圏広域地方計画は、九州圏の将来展望として日本の成長センター「ゲートウェイ九州」を掲げています。

【国土形成計画策定にあたっての地方のかかわり】

国土交通大臣は全国計画案作成の際、都道府県等の意見を聴かなければなりません。

（法第6条）

都道府県等は全国計画の策定・変更を提案できます。（法第8条）

広域地方計画の策定・実施のため、国の地方支分部局、関係都府県、関係指定都市による広域地方計画協議会を組織します。（法第10条）

市町村は都府県経由で広域地方計画の策定・変更を提案できます。（法第11条）

【これまでの経過とスケジュール】

《法律公布から計画策定まで》

平成17年 7月29日 法律公布

” 12月22日 法律施行

平成18年 7月 7日 国土形成計画法施行令の公布・施行

” 8月 8日 長崎県国土形成計画検討会議（各部主管課長級の庁内検討組織）
の設置

< 全国計画関係 >		< 九州圏広域地方計画関係 >
平成18年	8月23日	広域地方計画協議会準備会の設置
"	11月16日	
"	11月30日	広域地方計画プレ協議会の設置
平成19年	1月31日	
平成20年	7月 4日	
"	7月31日	広域地方計画協議会の設置
平成21年	4月	市町村から国に対する計画提案
"	6月	パブリック・コメント
"	8月	九州圏広域地方計画策定 (国土交通大臣決定)
平成26年	9月	広域地方計画見直しのキックオフ
平成27年	1月19日	
		九州圏広域地方計画協議会の開催
"	2月 4日	
"	2月27日	九州圏計画に係る市町村からの 計画提案
"	8月14日	九州圏広域地方計画 (国土交通大臣決定)
平成28年	3月29日	

7 企業版ふるさと納税事業

【目 的】

平成28年度の税制改正の一つとして導入された「企業版ふるさと納税」について、企業への効果的・効率的なアピール展開を実施します。

【企業版ふるさと納税制度の概要】

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対する企業の寄附について、現行の損金算入に加え、「法人住民税」、「法人事業税」、「法人税」の税額控除の優遇措置を新たに講じ、地方創生に取り組む地方を応援する制度です。

【主な取組】

企業への本県地方創生事業のアピール

- ・ 企業からの寄附の対象となる本県の地方創生事業を掲載した地域再生計画の策定
- ・ 地方創生事業のアピールのための企業訪問
- ・ 企業経営者等との交流媒体を活用した地方創生事業のアピール活動

企業版ふるさと納税ホームページの開設

- ・ 全国の企業に対して、本県の地方創生事業の内容、寄附対象事業の具体的取組、寄附企業等を紹介するためのホームページを開設し、積極的な情報公開、「見える化」を推進

○企業版ふるさと納税リーフレット及びポスターの作成

- ・ 企業版ふるさと納税の制度周知及び寄附企業のPRとなるリーフレット、ポスターを作成し、県関係機関、空港やバスターミナル等の各交通機関の拠点に掲出、リーフレットについては企業訪問や県人会等で配布

○企業版ふるさと納税の感謝状贈呈式の開催

- ・ 一定額以上の寄付をした企業を対象に、知事より感謝状を贈呈する式典を開催
メディア等にもプレスリリースを行い、寄付企業をPR
- ・ 感謝状贈呈式の模様は、ホームページ及びリーフレットにも掲載を行い、積極的にアピール活動を推進。

政策企画課

1 長崎県総合計画 チャレンジ 2020(平成 28 年度～令和 2 年度)

【策定の趣旨】

我が国が本格的な人口減少社会を迎える中、地域間の競争は激しさを増しています。長崎県が将来にわたって持続的に発展していくためには、県民の総力を結集して、活力のある、たくましい県を創り上げていくことが必要です。

県民が将来に向けて夢や希望を持って暮らすことができるよう、平成28年度からの 5 年間は「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」に県民の皆さんとともに取り組んでいます。

【基本理念】

人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり

【計画の特徴と役割】

- ・ 10年後のより具体的な5つの将来像を新たに設定し、その実現に向けて、10の基本戦略を掲げ、それを構成する43の施策と6の政策横断プロジェクトを盛り込みました。
- ・ 県と県民が思いを共有し、一体となって実現していくために、5つの将来像ごとに県民一人ひとりが計画の成果や効果を具体的にイメージできる「計画の重要指標」を新たに設定しました。
- ・ 県内各地域の特色ある地域資源や特性を活かした個性的な地域づくりを進め、地域活性化を図るため、地域の特徴的な取組の方向性を示す地域別計画を新たに策定しました。
- ・ 新たなプロジェクトとして、「世界文化遺産プロジェクト」、「新幹線プロジェクト」、「魅力ある『ひと』『しごと』づくりによる定住促進プロジェクト」を展開することとしました。
- ・ 策定にあたって、県内外の有識者で構成する総合計画懇話会のほか、県民アンケートなどに加えて、大学生との座談会などにより若者の意見も取り入れました。

【計画の期間】

10年後の本県の将来像を見据え、5年間の政策の方向性を戦略的に示すものとし、計画期間は平成28年度から平成32年度（令和2年度）までの5年間とします。

なお、平成31年度からは、令和3年度からの新たな総合計画の策定を進めています。

【目指す5つの将来像と10の基本戦略】

将来像	基本戦略
交流でにぎわう長崎県	交流を生み出し活力を取り込む 交流を支える地域を創出する
地域のみんなが支えあう長崎県	互いに支えあい見守る社会をつくる 生きがいを持って活躍できる社会をつくる
時代を担う『人財』豊かな長崎県	時代を担う子どもを育む 産業を支える人材を育て、活かす
力強い産業を創造する長崎県	たくましい経済と良質な雇用を創出する 元気で豊かな農林水産業を育てる
安心快適な暮らし広がる長崎県	快適で安全・安心な暮らしをつくる にぎわいと暮らしを支える社会基盤を整備する

2 長崎県長期人口ビジョン及び第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略

【策定の趣旨】

本県の人口は、これまで1960年の176万人をピークに、国より約半世紀早く人口減少が進み、2018年には134万人にまで減少しています。また、このままの状況が続けば、2060年には、約79万人にまで減少（高齢化率は約40%まで上昇）するという推計もあります。

本県においては、特に、進学や就職に伴い若年者の県外転出が著しいことや未婚化・晩婚化等を背景に出生率が減少していることを主な要因に人口減少・高齢化が進行していますが、人口の総数やその構成は、社会システムの根幹を成すもので、人口減少や高齢化の進行により、地域社会・県民生活への様々な影響が懸念されます。

こうした中、県では、平成27年10月に策定した「人口ビジョン」及び「総合戦略」に基づき、人口減少がもたらす悪影響などの危機意識を県民の方々と共有しながら、県下一体となった人口減少対策の取組を推進してきましたが、これまでの成果や足らざる取組の検証を行い、令和2年3月に新たに「第2期総合戦略」を策定しました。今後も引き続き、取組みを推進していきます。

【計画の概略】

<長崎県長期人口ビジョン>

- ・人口の現状・将来の姿を提示し、危機意識を共有するとともに、目指すべき将来の方向を提示（社会減対策）進学や就職に伴う若年者を中心とした県外転出を抑制するという方向性の下、近年、年約1万人ある県外転出超過を2040年に均衡（±0）させる
- （自然減対策）結婚・出産・子育て等に対する希望を実現する環境整備等により、現在の合計特殊出生率1.66を、2030年に県民の希望する2.08まで上昇させる
- （人口の目標）上記対策に係る目標を達成することで、2060年に100万人の人口を確保

<第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略>

- ・「長崎県長期人口ビジョン」に掲げる将来目指すべき人口水準等を踏まえ、令和2年度から令和7年度の6ヵ年の政策目標や施策の方向性、具体的な施策をまとめたもの

第2期 長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少対策の基本目標や施策の方向性

「ひと」・「しごと」・「まち」の観点から基本目標や施策の方向性を規定しています。

- ・地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く
 - （基本目標）・転出超過数を33%割程度改善する
 - ・合計特殊出生率を1.93まで引き上げる
 - （施策）若者の県内定着、人材育成、移住対策の推進、関係人口の創出・拡大、子育て支援、婚活支援、ふるさと教育などの3つの方向性
 - ・力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す
 - （基本目標）・誘致企業及び県支援を受けた企業の雇用計画数を3,600人に引き上げる（累計）
 - ・観光消費額（総額）を4,137億円に引き上げる
 - （施策）新産業創出・育成、企業誘致、観光まちづくりの推進など3つの方向性
 - ・夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る
 - （基本目標）・持続可能な地域づくりに取り組む地域（団体）数を250に引き上げる
 - ・地域の特色を活かし、連携した地域づくりプロジェクトを推進する
 - （施策）集落・地域コミュニティ、しまや半島などの地域活性化などの2つの方向性
- 基本目標や施策の方向性等については、便宜上、一部表現を変更しております

3 県内大学等との連携

< 地域と大学等の連携推進会議 >

【目的】

大学等の研究成果や人材等を、地域における様々な課題解決や幅広い地域振興に、積極的に活用するため、互いの連携についての情報交換・意見交換を行います。

【組織等】

「地域と大学等の連携推進会議」は、県、市町及び県内11の大学・短期大学・高専で構成します。

(1)行政：長崎県、県内各市町及び長崎県市町村行政振興協議会

(2)大学等：

県内8大学：長崎大学、長崎県立大学、長崎総合科学大学、活水女子大学、長崎純心大学、長崎国際大学、長崎外国語大学、長崎ウエスレヤン大学

県内2短期大学：長崎女子短期大学、長崎短期大学

県内高専：佐世保工業高等専門学校

会議のメンバー（委員）は固定せず、行政側と大学等との組織としての連携とします。

《長崎大学と県との包括連携協定》

長崎大学と県は、相互の包括的な連携を強化し、長崎県内における地域の一層の活性化に資するため、平成21年12月24日に包括連携に関する協定を締結しました。

具体的な連携事業の構築に向けて、定期的に意見交換を行っています。

《九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォームに関する協定》

平成29年10月26日に長崎、佐賀の両県の全大学等における「九州西部地域大学・短期大学連合産学官連携プラットフォーム」に参画する旨の協定を締結しました。

本プラットフォームでは、活気と魅力ある地域社会の創出に向けて、産学官の役割を明確にしながら、各分野における連携事業等に取り組んでいくこととしています。

< 明治大学と県との包括連携協定 >

【目的】

長崎県が有する歴史・文化・自然等の地域資源並びに明治大学が有する知的財産を有機的に活用し、人材交流及び学術・文化・産業等の振興を促進することで、相互の発展を図るため、令和元年10月27日、包括連携協定を締結しました。

令和3年度の連携事業の構築に向けて、協議を行っています。

【連携事項】

地域の文化、産業等の振興に関すること

学術研究に関すること

人材交流に関すること

生涯学習に関すること

現地での調査、研究、活動受入に関すること など

4 各種連携の取組

< 地方創生に係る佐賀県との連携 >

【目的】

歴史的にも地理的にもつながりが深い佐賀・長崎両県が今後の九州新幹線西九州ルートや西九州自動車道の開通を見据えつつ、人口減少社会への対応や地方創生という喫緊の課題に対して、両県が連携・協力して取り組むことにより、効果的な施策の展開と両県地域の一体的な発展・振興を図るため、平成27年8月17日に「地方創生に係る佐賀県と長崎県との連携協定」を締結しました。

【連携事項】

両県の県境周辺地域の振興に関すること
国内外からの観光誘客に関すること
都市部からの移住促進に関すること
医療連携体制強化に関すること
その他両県が必要と認める事項

【組織等】

両県連携事業の企画立案や進捗管理等を目的として、両県の企画部門の担当部長及び担当課長から構成される「地方創生に係る佐賀・長崎連携推進会議」を設置。
推進会議の下部組織として、連携事項ごとに、両県の事業実施部局等において具体的な協議を行う「実務者会議」を設置。

【令和2年度に取り組む主な連携事業について】

肥前陶磁器を核とした歴史・文化ツーリズムの創出等による地域づくり
国内外における両県の優れた地域資源を活用した魅力発信・観光客の誘致等

< 地方創生に係る金融機関との連携 >

【目的】

県と金融機関が地方創生に対する共通認識を深め、それぞれが有する資源や機能等の効果的活用を図りながら、緊密な協力と信頼関係のもと、地方創生を実効あるものとするため、金融機関2行と幅広い分野での連携協定を締結しました。

- ・平成28年1月22日：十八銀行
- ・平成28年1月22日：親和銀行・ふくおかフィナンシャルグループ

【連携事項】

地方版総合戦略の推進に関すること
移住・定住促進に関すること
県内企業（県内中小企業等）の育成・支援に関すること
企業誘致に関すること
公共インフラの整備・活用に関すること など

【組織等】

連携事業の企画立案や進捗管理を目的として、「連携推進会議」を平成28年3月に設置。

連携推進会議の下部組織として、事業担当の連絡・調整を行う「担当窓口」を県と金融機関の双方に設置。

< コンビニと県との包括連携協定 >

地域における緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、県民サービスの向上及び地域社会の活性化を図るため、コンビニエンスストア3社と包括連携に関する協定を締結しました。

締結年月日

- ・平成20年7月 2日：株式会社セブン イレブン・ジャパン
- ・平成20年7月 9日：株式会社ローソン
- ・平成21年8月31日：株式会社ファミリーマート

本協定に基づき、地産地消や観光振興をはじめ、県民の安全・安心の確保、子どもや青少年の健全育成など様々な行政分野において、県とコンビニエンスストアとが連携し、協働して事業を行っています。

< NEXCO西日本と県との包括協定 >

NEXCO西日本と県は、両者が互いに協力して、双方の資源を有効活用し、長崎県の地域の安全・安心の向上及び地域社会の活性化並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリアの利便性向上及び利用促進を図るため、平成24年1月16日、包括的相互協力協定を締結しました。

本協定に基づき、大規模災害発生時における相互協力や高速道路ネットワークを活用した本県の文化・観光資源等の情報発信等の連携事業を行います。

< イオン株式会社と県との包括連携協定 >

イオン株式会社と県が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図るため、平成25年9月19日、イオン株式会社と包括連携協定を締結しました。

本協定に基づき、災害発生時における相互協力、地産地消の促進、観光振興、高齢者支援、環境対策、地域の安全・安心の向上や地域の活性化等の連携事業を行います。

I R 推 進 課

1 特定複合観光施設導入推進事業

【目的】

特定複合観光施設（I R）の整備は、高い経済効果と雇用創出効果が見込まれ、県全体の振興や本県が抱える人口減少などの構造的な課題解決に資することが期待できるため、I R区域認定の獲得を目指します。

【主な取組】

本県へのI R区域認定を目指し、実施方針の策定や事業者の公募・選定を実施します。

併せて、九州各県・経済界等とも連携しながら、政府等への要望活動を行うとともに、説明会等により県民の理解促進を図ります。

実施方針の策定

海外のI R事業に深い知見（海外の法務、会計、税制に関する専門知識を含む。）を有するコンサルタント会社の支援を受け、実施方針（I R事業者選定の基準等）の策定を行います。

事業者の公募・選定

実施方針をもとに、コンサルタント会社の支援を受け、I R事業者の公募・選定を行います。

広域連携・機運醸成

九州各県・経済界等との連携を深めるとともに、政府等への要望活動を行います。

県民理解促進

県民の理解を深めるための説明会その他広報活動を行います。

【特定複合観光施設（I R）とは】

国際会議場や展示場、エンターテインメント施設、ホテル、カジノなどが一体となった観光施設

次世代情報化推進室

1 Society5.0の実現

【背景等】

若者の県外流出により生産年齢人口の減少が進行し、産業の担い手が減少する中、AI、IoT、ロボット、ビッグデータなど、「第4次産業革命」と呼ばれる新たな技術革新が、これまでにないスピードで進展しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による、社会の急速なデジタル化や、人の考え方、働き方の大きな変化への対応が必要となっています。

本県においても、AI、IoT、ロボット、ビッグデータといった先端技術の利活用による地域課題の解決、地域経済の活性化、県内産業の振興といったSociety5.0の実現を目指し、取組を展開してまいります。

【取組の主な内容】

○Society5.0実現に向けた環境・体制整備

- ・産学官金の連携による「ながさきSociety5.0推進プラットフォーム（仮称）」の立ち上げ
- ・県下全域における固定系超高速ブロードバンド（光ファイバ）の整備促進
- ・第5世代移動通信システム（5G）基地局の設置促進
- ・Society5.0推進に関する意識啓発

ICT利活用による豊かで質の高い県民生活の実現

- ・遠隔医療体制の構築
- ・遠隔授業体制の構築
- ・医療情報ネットワーク、周産期・小児医療支援システムの機能強化 など

ICT利活用による新産業の創出、地場産業の振興並びに地域経済の活性化

- ・AI・IoT・5G、ドローンなどを活用した新産業・新サービス創出
- ・スマート農業による生産性向上
- ・高精度な漁場予測等のスマート漁業の推進
- ・サテライトオフィス、ワーケーション等の誘致 など

行政におけるデジタル化の推進（スマート自治体の実現）

- ・多様な働き方を実現するモバイルワーク（テレワーク）推進
- ・行政手続きのオンライン化、電子行政サービスの整備
- ・マイナンバーカードの普及、利活用の推進
- ・スマート自治体への転換 など

V 資 料

企画部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
27	直 属	企画室	26. 7. 12 企画室新設
28			
29			
30			30. 11. 10 財政再建団体に伴う改組
31		企画課	
32		企画室	
33	(企画室)	企画調整課	33. 7. 10 企画室に企画調整課、文化課、離島振興課設置
34		文化課	
35		文生課	
36		児童青少年課	
37		生活課	
38		文化広報課	
39	企 画 部	団体企画課	
40		交通安全対策室	
41		水資源開発課	
42		水資源調査課	
43		企画調整室	
44		企画課	
45		企画主幹 (基地対策担当)	
46		企画主幹 (都市圏計画担当)	
47		企画主幹 (開発計画担当)	
48	直 属	企画主幹 (同和対策事業調査担当)	
49		企画主幹 (原子力船「むつ」対策担当)	
50		企画主幹 (婦人問題対策担当)	
51		企画主幹 (中国・基地担当)	
52		企画主幹 (総合交通計画担当)	
53		企画主幹 (国際協力計画担当・基地対策担当)	
54		企画主幹 (同和対策室 廃止)	
55		企画主幹 (婦人対策室)	
56		企画主幹 (中国・基地担当)	
57		企画主幹 (総合交通計画担当)	
58		企画主幹 (国際協力計画担当・基地対策担当)	
59		企画主幹 (原子力船「むつ」対策担当)	
60	企 画 部	企画課	
61		同和対策室 廃止	
62		婦人対策室	
63		運輸通信課	
元		長崎「旅」博覧会推進事務局	
1		リゾート整備推進室	
2		長崎「旅」博覧会推進事務局	
3		長崎「旅」博覧会推進事務局	
4		文化推進室	
5		生活環境部へ	
6		高度情報化室	
7		政策審議室	
8		企画調整課	
9		高度情報化室	
10		企画調整課	
11		高度情報化室	
12		日横交流400周年事業推進室	

企画部門の組織の変遷

年度	部局の変遷	課・室の変遷	備考
13	政策調整局	企画調整課 政策評価課 広報広聴課 都市再整備推進課 都心整備室	13. 4. 1 政策調整局、地域振興部の設置に伴い、企画部を発展的に解消 政策調整局内に、企画調整課、政策評価課、広報広聴課、都市再整備推進課、都心整備室を設置
14		都心整備室	14. 4. 1 都心整備室を課外室として改組
15	政策企画課	都心整備室 [研究機関] 科学技術振興課 衛生公害研究所 工業技術センター 農業技術センター 総合水産試験場 総合農林試験場・支場(2) 果樹試験場 畜産試験場	15. 4. 1 政策立案機能の強化のため、企画調整課を政策企画課へ改組 プロジェクト研究等を一体的に推進し、産業の活性化及び県民生活の向上に役立てるため、7つの研究機関を連携・総括する 科学技術振興課を新設
16			
17			
18	政策企画部	文化・スポーツ振興部へ	18. 4. 1 政策企画、政策評価、広報広聴に機能を特化し、政策企画部に名称変更
19	知事公室	総務部へ 秘書課 国際課	20. 4. 1 政策の立案・推進機能の強化のため、政策企画部及び関係部門を知事直属組織である知事公室に改組 知事公室に県庁舎・まちづくり担当、世界遺産担当を設置 秘書課を総務部より、国際課を地域振興部より移管 政策評価課を総務部へ移管し、政策評価室へ改組
20		県庁舎・まちづくり担当 世界遺産担当 総務部へ 秘書課 国際課	21. 4. 1 世界遺産担当を世界遺産登録推進室へ改組 土木部より関連業務の移管を受け、まちづくり推進室を新設
21		まちづくり推進室	21. 7. 15 県庁舎・まちづくり担当を総務部へ移管し、県庁舎基本構想策定室へ改組
22			
23	企画振興部	地域振興課 文化観光物産局へ 土地対策室 総務部へ 総務部へ 新幹線・総合交通対策課 まちづくり推進室	23. 4. 1 地域振興と連動した全庁的な企画立案や政策調整を実施するため、知事公室、地域振興部等を再編し企画振興部を新設 旧知事公室の政策企画課、国際課、まちづくり推進室を新設の企画振興部に設置し、秘書課、広報広聴課を総務部へ、世界遺産登録推進室を文化観光物産局へ移管 旧地域振興部の土地対策室、新幹線・総合交通対策課及び地域政策課と市町振興課を再編・統合した地域振興課を新設の企画振興部に設置 文化・観光・物産振興部門の連携強化と総合的な施策の実施、アジア・国際戦略の着実な推進を図るため、企画振興部内に文化観光物産局を設置
24			
25			25. 4. 1 国際課を文化観光物産局へ移管
26		地域づくり推進課 市町村課	26. 4. 1 本庁と振興局との連携を強化し、地域毎の施策を強力に推進するため、地域振興課を地域づくり推進課と市町村課に再編し、 総務部から振興局が企画振興部へ移管
27			27. 4. 1 団体・大会後のスポーツ振興の検討や施策の効果的な推進のため、団体・障害者スポーツ大会部の県民スポーツ課を改組し、 スポーツ振興課を設置。
28			
29		IR推進室(課内室)	29. 10. 1 IR誘致活動等の強化を図るため、政策企画課内に「IR推進室」を設置。
30		IR推進室	30. 4. 1 IRの推進に向けた責任体制をより明確にし、区域認定申請の諸準備を進めるため、政策企画課内の「IR推進室」を、 課から独立した「IR推進室」に改組。また、「まちづくり推進室」のまちづくり業務等を土木部に移管し、県庁舎跡地活用 に向けた検討や調整を重点的に推進するため、「県庁舎跡地活用室」に改組。
元		IR推進課	31. 4. 1 IR誘致に向けて、IR事業者の公募・選定に係る実施方針案の策定や、九州経済団体等と連携強化を図り九州が一体となった取 組などを促進していくため、「IR推進室」の組織体制を強化し、「IR推進課」へ改組。
2	企画部	文化観光国際部へ 地域振興部へ 地域振興部へ 地域振興部へ 文化観光国際部へ 地域振興部へ 地域振興部へ まちづくり業務等を土木部に移管 次世代情報化推進室	2. 4. 1 重要施策等の企画立案及び連携体制並びに推進体制を強化するため、「企画振興部」を「企画部」と「地域振興部」に再編 政策企画課の企画立案及び連携機能の強化を図るため、「政策調整課」を新設し、予算関係業務及び知事会関係業務等を移管 政策企画課に統括監付スタッフを統合し、企画立案及び連携機能を強化 Society5.0の到来を見据え、次世代の先端技術を活用した施策のさらなる推進を図るため「次世代情報化推進室」を新設